

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（197）

2. 日時：令和4年12月6日（火）10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職、安澤技術参与、羽賀技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、高橋係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 主幹

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他8名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）から、第8条（火災による損傷の防止）に係る説明があった。

○ヒアリング内容は、自動文字起こし結果を参照。

6. 配布資料

資料1：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第8条（火災による損傷の防止）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はいでは本日に 12 月 6 日のヒアリングを開始します。今日ご提示いただいている資料はですね火災防護の関係で火災区域及び火災区画の設定の資料を出していただいております。
0:00:15	防護対象機器の話は前回まで大体こう出てきたんですけど、これ区画にどう入ったりしてどう守るのかっていうのは前回議論になったと思いますのでこの点について、J A の方から説明をお願いします。
0:00:29	はい原子力機構問題でそれではジェイは 182 の一井の方で火災について火災区域火災区画の設定について説明させていただきます。
0:00:39	本資料ですけれども通しページの方から 2、すいません前回は収益空き建物の地下 2 階と地下 1 階の方の区域架空の方お示しさせていただきましたけれども今回は、
0:00:53	原子炉建物附属建物主冷却建物、それぞれをまとめてお持ちしております通しの 9 ページからが、原子炉建物と現象附属建物の火災区域と火災区画になります。
0:01:08	同士の
0:01:12	18 ページからは、主冷却建物の区域とカクウになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	図の見方なんですけれども、増資で 10 ペイジー、11 ページ 81 ページ をお願いします。
0:01:28	左上に火災区域及び火災区画の境界の凡例とありますけれども、赤の実 線の方が火災区域の境界になっております。その下青色の実線のほうが 火災区画の境界で、
0:01:41	この火災区画に関しては一般火災に対して 3 方策の方を、それぞれ考慮 していく。
0:01:48	機器が配置されてる火災区画になります。
0:01:51	破線の青色の破線のほうの火災区画の境界になるんですけど、
0:01:55	けどもこちらについては、
0:01:58	3 方策の組み合わせを行っていくという火災区画になります。
0:02:03	緑色の実線のところが、火災区画の境界で一般火災に対して消防法です とか建築基準法と、設備に応じた対策を講じていく火災区画になりま す。その下の、
0:02:16	火災区画の方を黄色で、塗りつぶしているところ R A W につきましては ナトリウムを内包する。
0:02:23	機器を有しているエリアになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	こちらの火災区画についてはナトリウム燃焼に対して3方策のそれぞれを講じていくというところになります。あとはコンクリート液を少し米の灰色で塗りつぶしております。
0:02:39	す。二つ下のポチのところにあるんですけども、この緑色で囲っている火災区画につきましては今回、
0:02:51	既設の火災感知器、どのようなものが出るかというのを図示しております。①が煙感知器で②が丸2ヶ月感知器で③が感知器を設置しないというふうに、
0:03:04	分類しております。あとその右の方のケーブルの凡例なんですけども、紫色のものが系列1の機器に関連するケーブル、
0:03:13	その下の、
0:03:15	薄い緑色のが、系列2の機器に関連するケーブルというところで、ケーブルの配置の方も、こちらに図示しております。
0:03:25	その日、その左下の方に三角がありますけれども参加。
0:03:31	については、潤滑油を内包する機器を有している火災区画。
0:03:36	で、赤色のし架空が格納容器の床下に該当する火災区画となっております。原子炉運転中において値損益に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:47	維持する区画になっております。
0:03:50	こちらの図には出ておりませんが、ほかにひし形で、
0:03:56	ひし形をつけているところについてはアルコールを内包している機器を有しているか、葛西加来丸をつけているところが燃料の方を内包している火災区画。
0:04:09	で欲しいをつけているところが蓄電池を内部有している火災区画といった形で全体を火災区域と火災区画について示しております。
0:04:22	ページ戻ってきていただきまして、
0:04:25	5 ページの方をお願いします。
0:04:32	2 ポチからは火災区域と区画の制定の考え方になりますけれども、まず火災区域は火災防護基準による対策を考慮する機器等有している建物、
0:04:43	原子炉建物等原子炉附属建物と、主冷却建物ありますけれども、それぞれ建物内を火災区域として設定します。
0:04:53	あと、その下になりますけれども建物外に火災防護基準による機器を有している場合については
0:05:01	共有している区域、具体的には原子炉附属建物の屋上と、主冷却建物の屋上にあるんですけども、こちらを火災区域として設定しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:13	その下、火災区画につきましては機器の配置ですとか、ナトリウム内包する機器、佐伯の配置、固定式消火設備の配置等を考慮しまして火災区域の方を細分化して設定してございます。
0:05:29	その下 3 ポチに火災区画に対する対策の基本的な考え方を示しておりますけれども、3.1%ナトリウム燃焼に対する対策としましては、
0:05:40	D3 方策の方をそれぞれ講じていくというところになっております。
0:05:45	その下の 3.2 が一般火災に対する対策になっておりまして、
0:05:49	一般火災に対する対策につきましては両括弧 1 の火災防護基準による対策を考慮する、機器等有する火災区画につきましては、
0:05:58	火災防護基準にある、発生防止から感知消火、影響軽減の 3 方策を考慮していったって、それらを適切に組み合わせた火災防護対策を講じるというところとしております。
0:06:10	その車両 (2) が火災防護基準による対策を考慮していく機器等を有しない火災区画になっておりまして、こちらについては消防法建築基準法と設備に応じた火災防護対策を講じていく。
0:06:23	というところを基本としております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:27	この両括弧 2 の火災区画に対する火災の感知のについて以下に整理しております。基本的には煙感知器を設置するということとしております。
0:06:38	その下のポツで多量の燃料等による火災が想定される場所ですとか、正常時に煙が滞留する場所、そういう蒸気が、
0:06:49	めくっていただきまして、多量に発生する場所については熱感知器のほうを設置しております。具体的には下の米印に記載しておりますけれども、多量の音によりと、
0:07:01	電流
0:07:02	等による火災が想定される場所としては、原子炉附属建物地下 2 階のアルコール廃液タンクの保有しております。B 106 という部屋、
0:07:12	衛生建物地下 1 階の扉の燃料いう貯蔵タンクを有しております。こちらの S E に後から S B 28 等が該当しております。
0:07:23	で、正常時に煙が滞留する場所につきましては原子炉附属建物 2 階の運転員の控え室 A であります、蝦名穴井 1 というところが該当しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	水蒸気が大量に発生する場所としては原子炉附属建物 1 階の除染室ございましてそちらの備考にある J U K I カクキ建物地下 2 階の浴室ありましてそちらの S E チームの方が該当しております。
0:07:51	その下のポチで放射線量が高くて、かつ感知器の設置ができないもしくははその感知器を設置した場合に、その保守点検ができない場所としては、
0:08:02	場所については感知器を設置しないというところとしております。
0:08:06	チラーの具体的な場所としてはその下の米印ありますけれどもこれまで説明させていただいております原子炉建物の炉容器ピットの方、
0:08:18	その下の※で、燃料洗浄室と缶詰室の方が該当します。
0:08:25	あと最後消防法施行規則の 23 条 6 項第 3 号によってその便所には感知器を設置しないというところとしております。具体的には原子炉建屋、附属建物 1 階の
0:08:39	備考に 1 と 52 と 2 階の蝦名丸に白着建物。
0:08:44	地下 2 階の S B 116 と 1 階の S B 410 の方が、現状として該当していて感知器を今設置していないというところになっております。
0:08:54	したが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:57	火災の消火についてになりますけれども、
0:09:01	タリウム営業等による火災が想定される場所につきましては、固定式の消火設備、ハロン消火設備を設置しております。それ以外の場所については可搬式消火器により、
0:09:12	対応するということをしてしております。
0:09:19	その下が火災の影響軽減になりますけれども、
0:09:29	こちらの方火災区画の火災のえび影響軽減につきましては、隣接する火災区画、
0:09:37	機器の配置を考えまして、下に示している通りには進めていくということとしております。
0:09:46	具体的には隣接火災区画のいずれかに異なる系列の機器を有している場合については、その辺は当該火災区画の火災が、
0:09:56	隣接火災区画のほうに伝播していった系列の異なる
0:10:00	右の方が同時に機能を喪失することがないように影響軽減を行っていくということとしております。火災の影響軽減のための対策としては
0:10:14	当該火災区画と隣接火災区画について、3時間の耐火能力を有する隔壁等で分離する、もしくは1時間の耐火能力を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	有する隔壁等で分離してかつ火災感知設備、消火設備を配置するというところとしております。
0:10:34	こちらの1時間対カーの隔壁による分離等火災感知消火についてになりますけれどもこちらについては、当該火災区画の可燃性物質の量ですとか、
0:10:46	中央制御室からその火災区画への移動時間等を考慮して設定するというところとしております。
0:10:54	比嘉新居というところでこの火災区画の影響軽減について具体例を示しております。具体例としては、収益約建物地下2階のS E 129というところを対象としております。
0:11:11	で、S B 12 級なんですけれども、
0:11:14	8 ページの方をお願いします。
0:11:21	エーエスビー129 というのは、こちらの地下2階の左側になるんですけども、こちらは、緑色で囲った、
0:11:31	火災区画になります。
0:11:36	こちらのS P 12 級の隣接火災区画、になるんですけども、火災の影響軽減の方を考慮していく原子炉の安全停止に係る機器と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	としてはまず系列1の機器等として南側の方のS P 125という火災区画 あるんですけどもこちらに非常用ディーゼル発電機の1号機、
0:11:57	等々を有していると、東側行きますと、S B 127という火災区画があっ てこちらには、ディーゼル発電機の燃料の集中輸送等を有していると。
0:12:10	系列の機器等につきましては、北側のS D 130 Aという部屋の方で非常 用ディーゼル発電機の2号機等を有していると。
0:12:21	東側については、S B 128という火災区画にディーゼル発電機の燃料の 集中増の方を有しているといった配置になっております。
0:12:33	ですので、S B 12 級で火災が発生するということを想定した場合に は、上記の輪上記のといえますか隣接火災区画に火災が伝播していった 場合系列の異なる機器の方が同時に機能喪失する恐れがあると。
0:12:49	ですのでS D 1 日の火災によって、系列の異なる機器等が同時に機能喪 失しないように火災の影響軽減の対策を講じていく。
0:12:59	というところとしております。具体的には、
0:13:02	S D 12 というのを東側に、隣接しております。127 と 128 については、 コンクリート気圧は 150 ミリ以上ありますので、
0:13:13	3 時間の耐火能力を有する隔壁で分離した状態となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:18	一方で、S B12 級の南側と、北側の本。
0:13:24	つきましては、コンクリートリティは厚さ 150mm以上ありますけれども、扉がありましてそちらの扉については、
0:13:34	1 時間の耐火能力を有するものとして、分離すると。
0:13:39	で、
0:13:42	1 時間の耐火能力を有する扉で分離するにあたって、こちらの S B12 級の消火活動についてはすいません 7 ページの方になるんですけども、
0:13:57	7 ページの最後の蓋通のポチに記載している通りでして、S B12 級の中の可燃性物質としては照明器具等、
0:14:08	等でありましてその保有量は非常に少ない状況となっているという。です。ので火災が発生した場合にあっても煙等が充満して消火活動が
0:14:19	困難となるようなことはない、そのため可搬式消火器あい A B C 消火器による消火活動は可能と評価しております。
0:14:27	もう一つ中央制御室から S B129 への移動時間、防護具の装備時間を含めても 20 分以下となりますので、1 時間の耐火能力を有する各駅扉の方を介して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:39	隣接する火災区画の方へ火災が伝播するまでに、消火活動を開始することが可能と評価しております。
0:14:51	あと
0:14:56	すみません安全法系でフェールセーフとあとは流量計 2 次流量計とかの話になるんですけども、
0:15:13	右下の通し番号で 22 ページですかね。
0:15:25	今回右下の方に S D 402 という火災区画ございまして、こちらの方には二次主冷却系の電磁流量計に関連する機器として電源盤が、
0:15:36	ありまして、こちらの部屋については 3 方策といったところの組み合わせを考慮するというところで今回は破線としてご提示させていただいておりますので、そのほかにも、
0:15:48	一次系の流量計ですとか、そういったものが含まれるところについては破線で囲って 3 方策の組み合わせを考慮するというところで、
0:15:59	対応を考えております。こちらの説明は以上になります。
0:16:11	はい、ありがとうございます。ちょっとこれで間瀬資料としてはこういう説明ってことですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	はい。全体を通じて確認等ありますれば、確認というものもありますけど、
0:16:33	今日お提示いただいているこの区画の図は、これでフロアごとの各全部出てると思ってよろしいのですか。
0:16:42	はいそのご認識の通りです三つの建物それぞれ地下階から屋上まで含めてフルで今回お出しさせていただいております。はい、わかりましたってことはこれを見れば、少なくともその常用施設の中の区画ってのはどう区切ってるのかってのはわかると、いうことですね。
0:17:02	がいいか悪いかって話になると、
0:17:07	もう一つ確認ですけどこの緑の区画っていうのは、最初の説明からするとですね。
0:17:14	原子炉停止の安全機能を持った機器がないっていう理解でよろしい。
0:17:25	例えば、
0:17:27	不燃材料で構成されてるバウンダリーみたいなものは入ってる場所ありますけれども、計ポンプのポニーモーターですとか、今回3方策の方考慮、考慮する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:42	対象になっているものについては入っていないという、ご理解をいただければと思います。なるほどわかりましたそうすると、ここは一つ緑ってということだけで除外できるかっていうと少しはっきりさせておかなきゃいけないのは、
0:17:56	不燃材だけで大丈夫ですっていうやつはあんまり論点がないからわかったんですけど、それ以外にもうフェイルセーフだからって言って除いてるものがあったり、或いは高流量計とかね、温度計とかでね、除いちゃってたのもあったと思うんですけどそういうのもこの緑には含まれてる、今時点では含めてると思えばよろしい。
0:18:17	ですね流量計、一次二次の流量計ですとか、原子炉の出入口の冷却材温度あと種類客キーの制御系の
0:18:30	主冷却機の出口の温度計については、青色の実線か青色の破線の中に今回は含まれております。そうですかそうすると緑の中にあるのは準
0:18:44	純然たる不燃物って思ってよろしいんですかね。
0:18:48	不燃物がメインになりますただ、一部フェールセーフという形で弁ですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	どこだったかな、二次冷却材のバウンダリーを構成している弁の一部フェイルセーフでという話をさせていただいておりますけれども、そちらについてはまだ緑の中に入っているという、
0:19:13	ご理解をしていただければと思います。若狭緑の区画は安全機能がないか、あるとしても、不燃物で構成されているか、フェールセーフかいずれか。
0:19:26	そういうことですね今の時点では、
0:19:28	そうですねはい。
0:19:30	そういう典型でしょ。この図を見ましょうってことですね。はい、わかりましたありがとうございます。
0:19:35	はい。どうでしょう確認等、
0:19:40	あり得るです。
0:19:42	ちょっと見てね、14 ページを見たんです綺麗。
0:19:49	R D いう。
0:19:51	ケーブルは何も言ってないねって話で、あそこに行くものは、これ防護対象でないから外れてるんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:01	R P Aの方まではまだ書き込め、ケーブルの詳細な配置っていうのは書き切れてはいないのが現状ですけれども、
0:20:12	こちらの枠内のところで、系列一位で算層と系列2で算相当というところで、
0:20:22	系列物が入って来てるというところで、当然こちらにもケーブルの方はしていくというところになります。
0:20:30	制御棒駆動機構に行くケーブルには、
0:20:35	何年かは難しいだろうとは思ってるんですけど、あれは、
0:20:40	安全法系のケーブルなのかそれとも次歩道橋の広がりですか。
0:21:03	安全法、
0:21:06	白とこじれ前置さん古市さんとかって書いてある。
0:21:13	どっちか。
0:21:19	だから、
0:21:21	に書いてるケーブルがね、すべてのケーブルを対象とまずしてないんでしょと。そしたらどうも、前回の資料も含めて火災防護対象でマルつけて、
0:21:33	この書き方見ると、火災防護基準って書いてあるから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	丸々のものだけこれ書いたんですかっていう、まず問い合わせになって それカタノさんさっきすごい関係するんですけど、
0:21:49	0が0で良くて僕ら参画は大事だと思ってるので、
0:21:55	三角をどこまで書いてくれるかっていったところで、要するに全部それ で読み取れるかって言ったところがね、まず質問なんですよ。
0:22:06	今こちらに書かしている、書かせていただいているケーブルっていうの は、影響軽減も、方に対象等しておりますので、
0:22:18	今例えば、こういうケーブルの配置をとると、基本的には別々の火災区 画を通してルートを構成することができる、といった観点で今、
0:22:30	そういうケーブルのルートを出させていただいております。
0:22:37	すみません質問に答えてくれてないんですけど、質問は、すべてを書き 込んだものではなくて、まずはその分類を、
0:22:48	今、もともと我々が用意していたベースで書き込んでいるので、このケ ーブルが通っていれば、
0:22:57	そこは間違いなく、青の実線になりますし、ていうところで、例えば今 ご質問があったS r - 6501というのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:07	結構ここにモーター系のケーブルが来てるので、これも辻さん自体もありますし、うん、きてるので、このエリアについては、いずれにしろ、言うは2種類の感知器がつくようなエリアになりますと、
0:23:22	いうところで、その判別はまずつくのかな。なるほど。で、その上で、あとそれぞれ同等っていうんだ結果的になっていうのは、何とか上から書き込んでいくことになるかもしれないんですけども、
0:23:34	今問題の話がなくて、その流量計だとかっていうのは、うん。もう感知消火やるかって言うところに、うん。
0:23:45	やってるので、その部分はもう先に、寺内笹尾点線か。うん。下を点線を外れたところについては加えているという、いうところで線までは引いてませんけれども、
0:23:59	一応、ちゃんと感知消火の感知っていう観点で、2種類の部分はつくようには、なっていると思うんですけど、今の資料の状況だと、
0:24:11	月のざっと見て、系列1というんか、
0:24:22	Greenですかね、は、確かにみんな取ってる場所は、笠井郷が稼ぐなんてのは、確かにそうだったのは、一応確認しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:32	だから、これから抜けてるものがあるとするとそこを引き回せば、ホーム対策になると、ということですかね。
0:24:43	そうですね。なので、今後の、今議論のポイントとして先ほど、緑の額が妥当かどうかというところありましたけども、
0:24:53	一応、この企画は今、
0:24:56	分類の中でここは我々新たに敷設部分をする部分もあるので、機器がなければ、新しいところはなくて、それからケーブルはもう基本的に緑のところは通さないでは食っちゃうと、緑の部分については、さっきの残りのフェイルセーフっていう話。
0:25:16	うん。解決すれば、緑のまま、
0:25:20	それは今まで通りですと、それから青野加来について、
0:25:26	系列の位置だけ系列の2だけが走ってるものについては、コンクリート駅で当然別の下部に走ってるので、守れてるでしょ。
0:25:37	そうすると、混在するところが議論になって、混在するところで、どうやって分離するっていう議論で、今系ボイスの議論をしますけども、
0:25:47	その議論が参考になって、そんな形で、
0:25:53	というようなご説明が今後されて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	<p>というのが、ざっくりしたのかもしれないんで、あと感知っていう関係で</p> <p>いくと、煙と熱の組み合わせで済むところはもう煙と熱ですけど、う</p> <p>ん。うんと。</p>
0:26:11	<p>もう、あの辺もここまで近くないのかもしれないんですけども、少し頭綺麗な決めなきゃいけないところがあるんで、閣内なんかは本当今煙っていう組み合わせで考えてますし、</p>
0:26:26	<p>ちょっと、他はアナログ式っていうのにこだわると、燃料というのは、老婆構造のところは違ったりしますし、ていうところの説明を1個1個</p> <p>多分、</p>
0:26:39	<p>してかなきゃいけないのか。</p>
0:26:41	<p>換地後、</p>
0:26:45	<p>それでていう進め方かなと。ちょっとすみませんその前にまだついでい</p> <p>けないところなんですけど、例えばね、10 ページ。</p>
0:26:56	<p>見てて、</p>
0:26:58	<p>R Dの1割4、これグリーンなんでしょ。</p>
0:27:05	<p>これはあれですか、10 掛け。</p>
0:27:09	<p>とか、充填の連携とかそういう話。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:15	だから防護対象外。
0:27:17	要するに安全停止にかかわらないか、グリーンですか。
0:27:23	はいそのご認識の通りである B-104 一次系のダンプ閥空充填ドレン系がメインに入ってるところです。ですので原子炉の安全停止に関わるっていう、
0:27:34	観点で火災防護基準を考慮していくような機器はこの部屋にはないので、グリーンとなっています。つまりは 105、
0:27:44	⑤はオーバーフロー丹空の部屋ですね、市村さんが今度は防護になるのは、
0:27:52	それは市丸さんも同じく一次系のダンプタンクあるんですけどもこの辺はちょっと特殊で、※枠内に米印打ってるんですけどもこれって
0:28:03	天井がなくて上下階で繋がっているようなところろうになりますで、上の階見ていただくと、11 ページになるんですけども、
0:28:13	左下の方に R B 103 で都築になっていて吹き抜け構造になってるので、上も含めて、一つの火災区画と考えていてで、ここに通っているのが原子炉の出入口の冷却材温度系の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:28	ケーブルが走ってますのでそういった意味でここは、系列1のケーブルが走っているというところで、青の実線の火災区画になっております。
0:28:39	うん。
0:28:41	違う。イトウ。
0:28:44	地下2階は、
0:28:47	106とあってあるけどこれは圧力ない。
0:28:53	仕様ですね106ダクトスペースになっておりましてナトリウムが入っている機器はこの部屋にはないという区画になっております。一方で101が組み合わせになってるの。
0:29:05	コンプリートされた冷却結果。
0:29:08	そうですねBBS経済の観点で車根茎こちらの小さなフロアとペオペフロアがある火災区画になっておりましてそちらについては破線の方ですね
0:29:22	感知消火といったところを基本的には対応していくというところになりますので破線で囲っているという状況です。
0:29:33	それからAB102とか101なんですけど、あれロス分が二つあるんですけど、二つありました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:44	B102の方にアリスアース加入する背景に関連する機器としてここRSの排気ファンの今回とかが入ってます一方でB101の方については
0:29:57	制御盤、それに関連する制御盤ですとかケーブルが走ってるので、こちらも同じく破線の方で囲っております。
0:30:07	コンクリートされた冷却系って①①管理外やな、各階でもないんだっけ、勉強期間なんかも関係するんです。
0:30:19	冷却キーと関連する盤等もありますけどもそちらは、青の破線か
0:30:27	青の実線のどちらかに今含まれているという形にはなってますね。
0:30:33	外でしょうか他に。
0:30:36	結構です。
0:30:39	11ページ。
0:30:42	それで、はい。はい、わかりました。そうすると、
0:30:48	こうやっていくと、多分そのグリーンのところ、
0:30:52	フレンドフェイルセーフがこれでいいのかってのが一つあるんですね、論点としてね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	あとそのケーブルを引き直すと言ってるところが、全部を区画を通ることができればいいですけど、それが難しいってなると、緑規格を変更してケーブルを通すこともあるってことですね。
0:31:23	そうですね今我々が系統分離まで考えて対策をしようとしているケーブルですと、今のこちらでお出しさせていただいている紫と緑のルートをそれぞれ通していくという対応になるんですけども、
0:31:39	対象機器が増えていくと場合によってはその今緑っていう枠にしているところについても、新しくルートを通すという対応は考えていく必要があると考えております。
0:31:55	はい。なるほど。
0:32:08	原子力規制庁の荒井です。お伺いしたいんですけども、
0:32:12	16 ページの緑のケーブルの、
0:32:16	伺いたいんですけども、
0:32:19	これ、上の方で、
0:32:24	通っていて、A、B - IV⑦C っていう、緑のところ、どうですかねっていう前提になってるんですが、これ何なんだ。
0:32:38	授業。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:40	すいませんこれ、ちょっとわかりにくかったかもしれないんですけどA P 507C っていう部屋の上の空間を通っているっていうのを表現したく て、
0:32:51	こういう書き方にしていますのでこの緑のケーブルそのものは、B 507C っていう部屋火災区画自体は通ってないっていうところです。
0:33:07	前回あって、入口の何かこうピットじゃないですけど、
0:33:12	何か屋根語ってる部屋小部がとびあ旋回台あるんですよね、屋根があっ て、その70台の屋根があって、その間のケーブルが通ってるので、
0:33:23	フォーマルCのその突き抜けてる河川海岸の部屋には、
0:33:27	ケーブルトって、ただ、上から見ると、その上通ってるように見えるっ ていう、
0:33:40	数が起こっても、
0:33:42	映らない。
0:33:44	小野寺千楓以前の部屋で火事が起こっても、
0:33:47	全部天井含めての障壁があるような、
0:33:52	ざくしてるんです。
0:33:54	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:56	ちょっとそこはちょっと、すいません衝撃の朝まで私もちょっとあれで すけど、
0:34:01	青木じゃないすけど、ちゃんと村瀬部隊になってる。
0:34:15	九条にある階段室。
0:34:17	イメージ図。
0:34:20	有吉です。あと
0:34:23	秋冷建屋の方に、
0:34:27	20 ページ、21 ページ辺りを見ると、これ、
0:34:32	漏えいしたナトリウム、
0:34:35	部屋は失礼とみんな議論なってて、
0:34:38	これはG r e e n。
0:34:41	要するに
0:34:44	火災区画でないと言え、
0:34:48	あれ3 方策ではないと。
0:34:50	いう話になってるんすかね。
0:34:53	真ん中の方の黄色のところは二次系のダンプタンク入ってる部屋になり ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:03	その原子炉の安全停止っていう観点でいくと、対象となる機器はこの部屋にはないというところで、グリーンの一般火災に対してはグリーンの火災区画になりますただ、
0:35:16	ナトリウムを含んでる間に試験のダンプタンクですとか一旬かけ 24 系の配管等この部屋ありますのでナトリウム燃焼に対しては発生防止からの 3 方策っていうのは、
0:35:28	考えていくという区画になります。
0:35:33	刀禰 21 ページ同じですかね。
0:35:36	S B - 2。
0:35:40	すいません 20 ページと 21 ページで S P の日にこの辺吹き抜けておりますので、同じ火災区画になります。ちょっとわからなかったのが 24 ページ 5 ページと、
0:35:55	二次系のポンプ、
0:35:57	リッカー広井同じ表に書いてあったと思うんですけど、それがね、読み取れないんです。
0:36:20	二次系の本、春風ですかねで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:27	やっぱり 24 ページの方の主幹との筒井なんていうんですかね何だ、 院。
0:36:36	回転ばねが入ってる本体。本体といいますか、それについては顔がS、 中程のS B 601 っていう、
0:36:47	カクウの方にあって、B側がその隣のS E 602 っていう区画にあります で、上に行くとS B 701 っていう大きな区画一つ設定してるんですけど もこちらにそれぞれ
0:37:01	2次主循環ポンプの電動機本体が、電動機側があるっていう
0:37:08	配置になってます。
0:37:12	ここは自然循環だから、火災防護対象じゃないと、いうことですね。そ うですね安全停止っていう観点で3方策を
0:37:24	やっていく機器はないっていう整理になってます。はい。
0:37:42	あと、本当は 21 ページ、あれですか
0:37:48	クレーン建屋から附属建屋に、
0:37:52	黄色になって、
0:37:54	これは 600 ね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:00	B L E V E に対しては 3 本すぐすべてなんだけど、一般火災としては組み合わせなりますと、いうことで、
0:38:07	そうですね今回ここ破線で S B の 303305 は戦闘したのは、二次系の電磁流量計ループ B ループがそれぞれ本体が小こちらにあるっていう形で、
0:38:20	3 方策の組み合わせをという考えでこちらは破線にしております。
0:38:49	はい。ありがとうございます。他、どうでしょう。すみません。規制庁、駒井ですけど事実確認で 22 ページ。
0:39:00	えーとですね、メディアに S B O ②ってのがあって、ここに流量計、流量計盤に関連する機器と、
0:39:11	電源盤って書いてありますんで、これ流量計に関する版なので、励磁電流であったりとか、原子力が出てきた亀裂をアンプ d 増幅したりしてっていうような盤なのかなと想像しますんで、
0:39:30	先ほどあったように流量計はどちらがちょっとこの建物的に言うと、北側にあると思うんですけど、そのケーブルルートって、必ずこうきてると思うんですけどそういったものは、今はちょっと記載してないっていう理解でいいんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:46	二次系の電磁流量計のケーブルルートについては、今こちらで破線で囲っているか、青色の実線で囲っている範囲に含まれているという、
0:39:59	含まれているんだろうと考えております。ただし、まだ詳細については調べきれないところございますので、
0:40:13	もし、ケーブルルートが別のところ、今緑の枠で入ってるところ等でも、ということがわかりましたら緑の区画を
0:40:25	青の破線に格上げするのもしくはケーブルのルート時ケーブル自体をもう引き直して今の青の破線もしくは青の実線のところを通していくというような対応の方を考えております。
0:40:39	はい、わかりましたちょっとそこはルートが今お腹に入ってるのか、それとも別なのかっていうのをいろいろ確認した上で、
0:40:50	対応策を考えるっていうそういうことで理解しました。ありがとうございます。はい。
0:40:58	ちなみに、ちょっとついでだからもう1個聞くんですけども、このS Bを2つの私ちょっと不思議に思ったのが、この1ヶ所だけ流量計野瀬ファンって書いてあるんですけども、これはA系B系両方を制御したりとか、つかさどってる番だっという理解でいいんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	A系、A系の盤とB系の盤が、この部屋にあるっていう
0:41:28	ところになります。はい、わかりました。だからここに、
0:41:34	セルリループ用の信号が一旦こう集まってきて、そこから中央制御室の方に、どういうルートかわかんないけれど、いくという理解ですね。はい。ありがとうございます。
0:41:49	はい。ありがとうございます。いかがでしょう。
0:41:58	の方が多分クリティカル。
0:42:03	すいません、笠松の高橋です通しページ7ページの下の方のポスターIIで、火災が発生したとき可搬式のEPC消火器による消火活動が可能。
0:42:18	条線月カラーの部屋までは20分以下であり、ていう話なんですけど、扉に対応する消火設備、可搬式の消火器、酸欠消火には僕ない車とかなんかですかね。
0:42:32	エスピーTBKに関しては可搬式の消火器でのみの対応となります。
0:42:41	青木さんじゃない、ないんですね。
0:42:51	はい。
0:42:51	ないことはありますはい。
0:42:56	ちょっとあるなら、そっちから行いたいから、すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:05	ゆっくりと聞いてくれ。火災対策室の齋藤ですけど
0:43:11	今回のこの話って、ちょっと一番最初の1ページから順番見ていくと3ページ、通しページの3ページ、氏家浅井区域と火災区画の設定の仕方についてっていうところの説明だよっていう話だから、これが
0:43:27	基本的な手段の話であって、後ろに火災防護対策の考え方とか書いてあるのは、この火災区画の取り方で、火災区域火災区画の取り方で、
0:43:40	OKだよっていうことも補足説明という位置付けでいいんですかね。基本的にはそのご認識の通りです今回この資料としては火災区域と火災区画を機器の配置等を考慮して同意、どういったふうに設定し、
0:43:55	愛鷹しているかという、説明書資料になりますただ、一方でそれだ形ではなかなか説明難しいところもありますので、大まかな方針として3ポチの方に書かしておりますで、
0:44:08	特にこちらについては障防法っていったところに対応していくカクウについては、少しさらに掘り下げて説明の方を例示させていただいているという資料構成になります。
0:44:22	はい、わかりました。次に内容の話から入ってくるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	文書の方から言うと、5 ページのところかな。内容の話として、実際の内容の話は5 ページの2 番の火災区域及び火災区画の設定の考え方というところから入るんですけど、
0:44:50	まず簡単な話として2、2 パラ目とまった建物、第2 っていう話があった建物の外に、火災防護区画を設定する火災区域かな、かたい杭、
0:45:07	浅香火災区域火災区画を設定するという話を書いてあるんだけど、
0:45:13	それは何、17 ページのこのなお九条のことを指しているという認識でその他に
0:45:24	よく実用炉とかだと、何だっけ、電源車とか、そういったのを設定し、送ったりするのに、
0:45:33	結構、特別に火災区域設定しますとかあと何だっけな、燃料のタンクを建物の外に設定値から設定して、そこも火災区画にし、火災区域設定 S I M M E R スって話があったりするんですけども、
0:45:48	屋外の火災、
0:45:50	区域火災区画の話はもうここだけで、他にはないということでもいいですかまず簡単な話がして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:59	原子力機構分なんです空海の火災区域として今検討して、計画しているのは、17 ページのところの主、原子力建物の屋上になりますで、
0:46:11	具体的に言いますとこちらのコンクリート遮へい体冷却系に関連する機器っていう観点で冷却塔の風呂ありますので、そういった意味でこちらについては奥が屋上を火災くう各区域として
0:46:26	別に設定している状況になりますので主冷却建物の方につきましては、
0:46:32	25 ページになりますけれども、こちらも屋上の方対象にしておりまして屋上に非常用ディーゼル電源系の冷却塔、
0:46:42	もう A 号機と B 号機ありますので、そちらが含まれているという観点で屋上を火災区域区画として今設定しているものになります。
0:46:56	すいません、笠井津野さん、25 ページの
0:47:03	赤で色をつけてるのがこれが屋外の火災区域なんです、屋内の火災区域なんですかね。
0:47:14	こっちのって、こっちのでっかいほうは屋外ですよ。こっちは屋内です、屋内の火災、屋外の火災区域を設定し、してるって今説明だったよって、屋外学校です。屋上ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:29	それがやっぱり冷却、ここに冷却塔が二つあるので、これを対象に、屋上に設定せざるをえない。
0:47:41	この冷却塔って、他のやつと、
0:47:46	他の機械若干繋がってんだろうけれども、
0:47:50	論理できているのかな。
0:47:52	何かで、要は火災は冷却塔だけを火災区域2設定しますって話になると、槇この前北嶋さんの花Cでもあるんだけれども、
0:48:04	何か耐火のダンパーでもあれでもいいんだけど、分離できてんのかなっていう、
0:48:10	冷却塔は、結局、その下に行くのはもう水配管なんですけど、水配管で繋がってない配管で、その下、それから、
0:48:23	あとファンを回さないといけないので、電源ケーブル、盤がきてる状態なんですけども、
0:48:31	いわゆる、なんだろう。嘘冬季のクレーンの冷却塔なので。はい。いや、要は空白とかね、繋がってないってことはないです。本当に、屋外にぼんと置いたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:43	屋外の話が早くて多分すぐ終わっちゃうと思うんで、最後なんだけど、 屋外の火災区域キーの干渉かって、どうするんですかって言うだけの話 なんですけどね。
0:49:00	実用炉の例とかを見てもらって確認してもらえばいいんですけど、要は 屋外の消防法施行規則は適用されないんで、基本的には屋外の、
0:49:11	ものについては今日ものはきちっと監視してればそれでいいですよって だけになってるはずなんですよね。それを2種類つけるのか、1種類つ けるのかみたいな考え方の話は常用だからまたそれは特別な考え方が、
0:49:27	適用されたって別に構わないと思うんです。
0:49:30	ついでに地面についてる場合は、とかポンプ車とかがある場合には水で とにかくどっか切れればいいって話になるんですけども、こういう話では すねもし火災になったとしても、屋上の場合の、
0:49:43	評価の仕方ってどうすんですかって話Cは、あわせて、ここの、今この 25 ページの話もそうですし、17 ページの話もそうなんですけども、
0:49:56	感知と消火の仕方については、
0:50:00	考え方を今説明するのか、それとも原則だけ書いて、設工認として、や るのかについてはすいませんそこは審査チームにゆだねますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:11	要は他のところとちょっと様相が違ってたりするから、そこだけはもうちゃんと考えてくださいねっていうのがまず1点目なんですけども、屋外の話はこんなもんなんですけどもそれでいいですか。それで話として理解されてますか。
0:50:25	一応は、
0:50:28	事業者で15名、すみません原子力機構のSおく一会の例えば25ページのディーゼル冷却塔AとBになるんですけども、
0:50:38	こちらについては漢字の仕方として、非常用ディーゼル冷却塔のAとBに対して2種類の感知器として一つはこの
0:50:49	一つは熱感知カメラというものをこの機器がきちっと見れるように配置していくという計画、方針というところを説明させていただこうと考えておりました。
0:51:02	消火につきましては、非常、この冷却塔の周りにさほど可燃物等ございませんし、国が良いですので、
0:51:13	こちらの消火については可搬式の消火器で対応するということを説明させていただきます。
0:51:19	いうことを考えておりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	はい齋藤です話としてはわかるんですけど、
0:51:27	すいません、冷却塔の規模、どんなんだっけなとか思ってるところもあるんであれなんですけど、
0:51:33	可搬式所おっきい後でまた技監小カーの方法の話で議論しなきゃいけないんですけども、それにみあった十分な量を確保できてますんで、どういうふうに説明されるのかなっていうのは、ちょっと不安なんですよね。今の段階としては、
0:51:53	はいはいわかりましたとしか言いようがないんですけどもあともう一つ屋外の話で、例えば冷却とから、今ご説明した真ん中のところにある屋内の
0:52:04	建物への影響とかは、距離がとれてるからないんですって説明になるのかもしれないんですけども、要はそういったところへの影響が、その方法だとないのでもないんですって話をちょっとちゃんとできるようにしてくださいねっていう話がもう一つあると思ってますんで、そこはそこで、今、今はこのぐらいで、
0:52:24	少々風、消火方法全体の話があるんで、とりあえず今そこだけにしておきます。ここまでまずいいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	はい可搬式消化器の配備をっていう鑑定んでの説明が必要だというところを認識しました後、こちらのものが燃えたときの建物内への影響っていう観点になりますけれども、
0:52:48	今例えば主冷却建物の屋上を見ていただきますと、隣接しているといいますか近くにある火災区画っていうのは全部緑で
0:53:01	重要度が大きくない機器しかないっていう火災区画になりますのでそちらに仮に影響したとしても安全停止といったところについては、影響がないっていう形になるんだと考えております。
0:53:15	燃えても問題ないんですっていう言い方をするんだってことですよねぶっちゃけ言うと、
0:53:23	葉山は、それはそれで、じゃ、次の話として、火災区画、また5ページの2番のところも次3番目なんですけど、
0:53:35	火災区画の設定の仕方として、機器の配置とか、ナトリウムのナトリウム対応の話これは
0:53:46	上、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:48	徐々に間の特殊な事情ですよねそこはそうなんだけど、それは分類のための話だよね、火災区画を区切るための基準としては、物理的には耐火兵器の配置と、
0:54:03	あと固定式消火設備の配置等考慮していうふうに書いてあって、この等に当たるものって、あと何がある。
0:54:13	ていう話を聞きたいんですけど。
0:54:15	これは火災区画のグレードを決める話は前も二つがあるんやなそれはそういう今までの説明の時ですよ。物理的に火災区画を切るための、
0:54:26	お話で耐火兵器があるって話はこの前話を聞きましたと。あと消火設備の話がどう関わってるのかは、すいませんもうちょっと後で聞かなきゃいけないんですけどそこにイトウってというような話が次に入ってますよね。これ以外に、
0:54:40	火災区画を切るために、物理的に切るために使った基準、考え方っていうのは他にありますかってことをちょっと教えてください。
0:54:53	今のところは具体的にいいとわれると、すいませんすぐにお答えすることはできないんですけども、こちらの表現そのものは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:05	火災防護基準の火災架空の定義のところから引っ張ってきたっていうところがあって今ちょっと頭っていうものはつけさせていただいております。
0:55:17	最後、火災対策室の齋藤です。いや何を申し上げたかったかっていうと、離隔距離の話とか、あと固定式消火設備等により同時されたっていう話とあわせて、
0:55:33	普通隔壁で火災区画を切るってやり方とかもあったりするんですよね。そういったことの話で、今のところ原則としたいか筆記しかないんで他にどんな切り方してますかって話を、
0:55:48	考え方として確認したかったっていうのが1点と、あともう一つは具体的に何を聞きたかったかっていうと、
0:55:55	じゃあね受図面の15ページを開いていただいてもいいですかね。
0:56:00	要は、建物の真ん中の話なんですけど、
0:56:06	これ何だった。
0:56:09	R D - 601 って、どういうふうに聞いてますか。
0:56:14	これ、何をもとに切ってますか。これあれやね中区、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:19	中に入ったときに一番高くなってるところだよ。これを何で火災区画で切ったって話を、とりあえず、一番最初に確認したいんですけど。
0:56:28	これは何をもとに物理的に笠井加古橋田ですか。
0:56:34	要は他のところと一緒にの区画でなくてここだけを特別に切り切らなきゃいけない。
0:56:40	すいませんそう、ご質問いただいてこの部屋フロアを、
0:56:51	個別に期がっていう明確な考えはなくてどちらかという部屋として、 どういふ昔ですけれども登録されていたところがあって、
0:57:05	今こういう切り方にはなっておりますけれども、
0:57:12	こちらを下の階と同じ火災企画部として考えても、差し支えはないって いふような形にはなりますねすいません。
0:57:22	それにはこれ中間階なんですよ。
0:57:26	そういう説明は大丈夫ですか。中間階であること。
0:57:30	この前9月に、
0:57:34	長々と次、いろいろお話をさせていただいたところなんでよく印象に残 って見たから逆にここ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:40	中間階で注9になっている。要は中二階みたいな形になっているようなところですよ。そこを何で
0:57:47	ここ1、要は今までの説明の中とかで感知消火とかを、このフロア一体で要はやりますみたいなご説明をされているのにも関わらず、なぜここを切ったのかという話と、だから要は逆に言うと、
0:58:03	火災区画の設定とか火災区域の設定というのは、あくまでも火災というハザードに対して、どういう単位で対応しますかっていう話で、
0:58:13	火災区画で切ってしまうと、火災区画で切ったら、じゃあそれごとに何かの区分をして対応しますよっていう話を宣言する形になっちゃうのでわざわざこける必要あるんですかねそう。
0:58:26	そういうことをまず言いたくて、今、耐火兵器以外の話で一番わかりやすかったのがこの区画なんで、どういう理由ですかって話をまず確認してんですけどね。そうですね。
0:58:36	他ですねそういった観点ではこの区画ってあえて区画を区切る必要はないというのが現状にはなります。
0:58:47	ただR-50一井とかRPの説明の際に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:55	このR Bの 601 っていう中区画があるからここの下については、ちょっと煙で対応しますといった、説明をさせていただくところも考え、
0:59:06	今聞いているんですけども、特段ここを個別の火災区画として設定するということが必ず必要な
0:59:16	ところにはなっていない。
0:59:19	ところになります。すいませんこの部分については、また実際の審査会合までにちょっと考えてやってください。こういうような、
0:59:32	何だろう。
0:59:34	よくわかんないけどとりあえず部屋、部屋番号がくっついてるから切りましたってとこ他にありますか。
0:59:43	一々以前は、このR B 601 が動いたのは、影響評価の中では、601 に物があって、最終的には幹事っていう観点でありますけど、
0:59:58	影響評価の中では 501 のものを流用するっていうような評価結果で、まとまったところもあったので、
1:00:05	そういう形の結果の出し方はあるかなと思ってたんで、場所場所に書いてます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:13	あったんですね。そこのつながりはちょっと私も悩んで、いや、501と601とR Pいうて、
1:00:21	全部空間で繋がってるという、繋がっていて、
1:00:25	意識じゃないのと言われると意識なんですけど、ただ、それぞれの部屋のやっぱ見方、感じの仕方って違うのかなっていう気もしてたので、
1:00:35	別々がいいかなあっていう思いは私の中であつたんですけど、だから要は火災というハザードに対して対応するための、
1:00:44	これ何か無区分があれば別にいいんですよ。例えば、
1:00:48	ここに火災区画のところの話で、固定式の消火設備等によって分離されたっていう言い方が書いてありますよね。例えばそれは、
1:01:00	ここの上の部分だけ、特別に下実用であるパターンとしては、局所ハロントかを、その場で吹きかけるんで、
1:01:10	火災区画として別にとってますとかですね、それから、感知の区画、感じの仕方として、それぞれ別の方法で、この区画については別の方法で例えばやりますとかですね。
1:01:25	それ、バーッともう完全に分かれて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:29	後は右と左で全然対応の仕方が違うんですみたいな時に、離隔距離を使って分離してますから、そういう考え方で区画として分離してますだからここはね、
1:01:42	区域としては一緒なんだけれども、何かの違いがある、対応の違いがあるから、区画として分離するんですよっていうような説明ができれば、それはそれでいいですよ。なんで今今おっしゃっていただいた最後のものが近くては、
1:01:56	離隔距離っていう距離がとり切れてるかどうかはさておきとして、フロアが違うので、中2階とはいえ、何だろう、下の階に守るべきで上の階の上の階にあって、
1:02:12	そのべきものじゃないけども、覚えるものでは、
1:02:17	それを一緒くたで取り扱うのか。
1:02:21	どうかって言ったときに、本当すみません私は分けたほうがわかりやすいなと思ったんで、役割の違いで、きちっと分かれてますっていうご説明ができればよくて一番多分この区画、この区域の中で区画を分けるときわかりやすいのは、患者は多分一緒なんですよね。だから、
1:02:41	消化の仕方だと思うんですよね。いやショックの仕方も一緒ですね。だからそうすると、何か他に何かの役割の違いが。いや、消火というハザ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ードに対して、火災というハザードに対しての役割として、何か違う意味を持たせますかというところが分かれ道になるんだろう。いやここは空気。
1:03:01	と、ここに対して、
1:03:03	特殊な総括消火設備とか、何かを訓告から分けてるんじゃないんですかとかですねそういう理解が多分あると思うんですよね。今はそういう意味で物理的な位置関係をもって、
1:03:17	分けてるっていうのは私の認識で、物理的に何が違うのっていうと、床面の高さが違うんじゃないかね高さまで違いますよね。またそこから先の対応の仕方として、
1:03:28	多分そこからさっきの扱いは一緒になっちゃうので、一緒じゃないのって言われると、そうなのかっていう。
1:03:35	はい。すいません理解しました。要は、火災区域とか火災区画とかって、大家平気で囲まれてる区切りのてか、分け方については、非常にわかりやすく簡単なんですけど、そこから先の、
1:03:50	こういう場所、こういう場所、ところについてハザードとしてどういふふうに対応するかっていうところなんで、すいません。物理的に分かれてるのわかってるんで、あとはもう役割として分けるのかどうなのか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	構造としてただ単に構造としてこうなってますって説明のだけなのかみたいなところはちょっとすいませんこういう早い。
1:04:10	あやふやなところはちょっと見直してくださいねっていう話が、すいません次の話になります。
1:04:16	それから、次の話が、3番の3.11のナトリウム燃焼に対する対策なんですけど、これはこれで、
1:04:29	いいんだけど3.1と3.2の関係の話を図面上ではきちっと書いてもらってただけけれども、3.1と3.2の関係を文章でももうちょっとちゃんと書いていただけませんかね要はあの、
1:04:41	一般火災に対する対策のところに対応しますよと。で、別に、
1:04:47	要は、本部、3.1の前でもいいんですけどね。
1:04:51	それぞれきちっと対応しますという宣言を、この3と3.1の間か3.1か3.2かどっかできちっと触れて欲しいんですけども。
1:05:02	今までの御説明沖、聞いてるとそういうことをきちっと明示された方がいいと思ってますけどそれは理解いただけますよ。
1:05:12	はいすみませんすごくそういうふうに文章の構成の後はさせていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:18	はい。その次に、
1:05:24	これどういう順番でやったらいいかな。具体的な話として感知器を置かないところの話ってありますよね今まで宣言いただいたところで、
1:05:38	例えば次のちょっと前後しますけど次の6ページの
1:05:44	米田、植野ほうに※が、それから1234号炉ところぐらい並んでて下から2番目の五つ目のところで、燃料洗浄室の話と、缶詰室の話が、ここについては今年の
1:06:00	上半期中で、きちっと審査会合とかで議論をした結果として置かないですよねという話に至ってるということは理解しています。で、
1:06:11	ここの缶詰室とか燃料洗浄しつつ、他のところから行く、これってナトリウム価格だから、置けませんっていう話だったんですよね確か。
1:06:25	なんだっけ。要は、どういう意味かっていうとこの図面の中でいくと、この燃料洗浄室とか缶詰してっていうところは、
1:06:34	緑色の区画になってるんですよね。もう図面で見ると何ページなんだな。
1:06:39	30830 なんぼだったから、この一つ前のページか。
1:06:46	へえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:49	9 ページを見た方がいいのかな、事故前から 12 ページ、12 ページを見ると、右側のところに、この B-3⑧とか A-3⑨っていうのがあってこれが缶詰室とか、
1:07:03	燃料洗浄室だってここに置けませんって話なんですけど、これってもともと、
1:07:08	ご説明いただいたときに、耐火兵器できちっと囲われていて、火災が起きても影響がないと、いう話でご説明いただいているので、どっちかっていうと緑じゃなくて、青の点線なんじゃないのかなと思って青点線で対応できてから、だから
1:07:24	起きませんっていう選択なのかなと思ってたんですけども、すみません、この点線の、要は点線の区画と青の点線の区画と緑の、
1:07:34	額の境界がよくわかんなくなってきたなっていうところがあって、そこが今後どういうふうに整理いただけるかなと思ってますので、何を申し上げたいかというとおんなじ 12 ページのところの脚注のところ、左上に脚注がついてますよね。
1:07:54	設備に応じた対策を講じる火災区画の感知器の一番最後に書いてあって、今ここで①番で煙感知器、②番で熱感知器、
1:08:05	③番で感知器を設置しない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:08	ていうのがあって、一番、火災対応の時に恐れているのが、火災区域火災区画の中で、感知ができないエリアっていうのが、もう、
1:08:22	みだりにいっぱい出てくる、出てくるか、ような記載になってるのか困るといふふうに思ってますので、最終的に緑のところ、緑で火災区域を、感知器を設置しないと。
1:08:36	いふような整理であってもいいんですけども、もし感知器を設置しないというエリアがもしある、今、菅
1:08:45	どこだっけScenario洗浄室とか、缶詰室みたいに、の感知器を設置しないや他にあるのであれば、それについては、全部、別途、
1:08:57	置かない理由とかについて、全部出し、特出ししてご説明いただきたいんですね。それは設工認ではなくて、許認可のときやっていただきたいと思ってますんで、
1:09:12	どっちかっていうと、感知器を設置しないというエリアがもし、
1:09:17	ここの米印以外のところにあるのであれば、そこは今のうちに全部
1:09:23	出して、火災区画の設定の仕方とかで、火災の影響がもうないですという話でですねご説明いただきたいんですけども、今説明した趣旨とか、私が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	今ちょっとお話をお伺いしている趣旨とかについては、言ってご理解いただけてますかね。
1:09:44	はい。そうですね
1:09:46	緑の架空のうち火災感知器を設置しないというところがございましてそちらについては緑の角ではあるけれども、感知器を設置しないというところで火災の感知が、
1:09:58	できないっていうところになりますのでそちらについては徳田して、出していく必要があるルートこちらも考えておりますで、今までお出しさせていただいたものが6ページのところでいきますと、
1:10:12	下から三つ目の※のところの前々回ぐらいのときにお出しさせていただいた領家ピットがございます。
1:10:21	したで先ほど話に上がりました3⑧の燃料洗浄室と完全室があります。あと、今設置の方をしないって考えのところ、
1:10:36	下の下、現状なんですけどもそちらについては、感知器を設置しないというところになりますで、その他のところについては、
1:10:47	差が1種類は感知器がついているという整理になります。ですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:55	残り徳田市で感知器を設置していないというところの説明をしていないのは、こちらの最後の子五名のところの部屋になります。
1:11:09	はい葛西さんのサイトでおかないところっていうのは、すみません便所の話はちょっと置いといて、容器ピットと、燃料洗浄室と缶詰っすだけだと、いうことでいいんですね。
1:11:23	はい縦司令塔原子炉建物今回お出しさせていただいた方、建物の中で、今火災感知器を設置しない方針としているのは、
1:11:35	今こちらの6ページで示させていただいたところになります。
1:11:41	そうですねはい。はい。すみません、これ以外の場所がもし発生してるのであれば、これはもう、今のこの段階できちっと整理していただいたので、とりあえず、そこだけ申し上げておきますで、
1:11:56	ついでに勉強の話が出てきて、現状の話を施行規則の23条6項の話でもできてますけれども、
1:12:07	これは火災防護審査基準とかとの関係で、どのように、半つけなくてもいいという説明になっているのかというところを、きちっとご説明いただかないと困るんですねというのも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:24	火災防護審査基準に沿って説明をしていくという話になると、赤い棒審査基準の 2.2. 1 の (1) が火災感知設備の話としてあって、
1:12:35	②番が設置の仕方について書いてあるんですね、そこに書いてあるのは、23 条 4 項に従って設置しなさいというふうに書いてあって 6 個のことについては触れてないんですよ。
1:12:51	で、要は何に対してつけるかっていうと、丸井 (1) の①番の数、各火災区域におけるというふうに書いてあるんで火災区域と設定したところについては、
1:13:01	もれなく感知器をつけてくださいという考え方なんですよ。で、唯一、唯一というか例外的に、
1:13:10	聞かなくてもいいというとか隣脳区画で、隣の家、隣の部屋で、各社、隣の部屋で、
1:13:19	見るんで、それを一体の核として確認しますとか、というような話っていうのは時々あって、それは実用炉の場合は全部ご説明いただいているんですよ。ただ、実用炉でも、便所のところについては、
1:13:36	免除してないんですよ。一方で、シャワー室については、今年の 1 月の原子力規制の規制委員会の決定で、どうのこうのと、院長やら山中委員やらコメントついてますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:56	沢室は、水蒸気が多量になるところと人がスポンで入るのが結構多いので、
1:14:02	基本的には燃えたってすぐに水で流れるからそれ消えますよねっていうぐらいも感じで実際にもつけてないんで、OKですよっていう話につけなくてもOKですよって話にしてるんです。
1:14:15	現状は基本的にはOKとは言っていないので、なぜ便所をつけないというふうに、火災区域区画として設定していながら、便所をつけない、つけないという議論になってるかというのはこれはこれでまた、
1:14:29	公の場でもしつけないというふうに説明するのであれば、議論しなければいけないんですけども、どうされますかね。現状は一般的にはイオンとか言っていただければわかるんですけど、煙じゃなくって、基本的にはたばこが原因だろうっていう話でですね炎感知器つけて、
1:14:49	それなりに多いんですけども、
1:14:51	別にk e Vだって構わないし、でも構わないんですけど、なぜ弁長嫌がるんですかね。
1:15:00	いうのをすいません、ちょっと教えていただいてここまで考え方とか、説明した上で、共用側の考えを教えて欲しいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:11	正直に言いますと今木瀬通で便所にはついてないのが事実です。で、便所の配置、からいきますと当然便所の中に
1:15:25	重要な機器、ケーブルも含めてそんなもの入ってないところもありますし、そもそも弁上なんで燃えるものとしては照明器具ですとかトイレトペーパーとか、そういう微々たるもんだっていうところも、
1:15:38	ありますし、あと、基本的には
1:15:41	便所の隣のカクウについては感知器の方をつけてますので、仮にその便所で火災が発生したとしても隣につけてるところで感知ができるだろうっていう考えがありました。
1:15:57	ただ、
1:15:59	便所にどうしてもつけたくないってところでは、ないのも事実であって今既設についてなくて、そういう隣いいとか機器の配置も考え、
1:16:12	便所に新たにつける必要はないかなあというのが、今の考えではあります。
1:16:20	アサヒの齋藤です。そん本音ベースのお話としてはありがとうございます。我々の規制側の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:32	火災防護審査基準に沿った形とし、にに沿ったですね話としてというのであれば、火災区域については、
1:16:44	特殊な事情がない限り、漏れなく確実に感知させるというのが火災の影響を再、最小限にするための考え方ということでこの
1:16:57	2.2. 1の(1)の部分っていうのは記載されているので、
1:17:02	そういう考え方と反する部分、具体的にはそのつけないところとつけられないところと、いうところについては、きちっとすべて公開の場でご説明いただいて、議論した上で、のみとったその部分についての結論を得ると。
1:17:19	いう形が、基本形態になっているので、もしこれが武
1:17:27	審査会合まで考えていただければと思いますけども、便所のところをですね、感知系を面免除するというような話があるのであればですね、これはこれでまた別途、他の区画、缶詰室とかとおんなじ燃料洗浄時とか缶詰したと同じようにですね、
1:17:47	説明をですね、きちっとしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。あんまり長々と、多分ここは決めの問題だと思ってるんで、あんまりならなかったつもりはないんです考え方としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:59	よろしいですか。
1:18:02	大変原子力機構問題です先ほど今つけてない理由というのは先ほど申し上げた通りでして、なんでここの便所につけるかにつけないかというところは一度、
1:18:15	引き取って検討の方をさせていただきたいと思いますので、結果的につけないって判断をした場合には再度、そういった説明をヒアリング等でさせていただければと思います。
1:18:28	はい。よろしく願いいたします。ちょっと5ページの方に戻って、100か、一番下のところね(2)番の、
1:18:40	基本的に煙感知器を設置しますって一つ二つあるうちの上のところが一番最初に宣言していただいているんですけども、
1:18:49	この煙感知器って、すいませんけど、概論の話だけだからあんまり突っ込みませんけども、
1:19:01	アナログ死刑脳感知器になった防爆型の話を除けばですね、アナログ式の感知器になっているんですかねっていう確認をとりあえず先にしておきたいんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:16	<p>すいません。すべからくすべてを確認したわけではないんですけども</p> <p>基本的に煙感知器としてはアナログ式の煙感知器を設置しているところになります。すいません詳細はちょっと調べて別途回答させていただきます、</p>
1:19:32	<p>ていうのは設置されてなければ、ここをアナログにします。いや、いやアナログにもし変えるときに気をつけなきゃいけないのが、受信機。</p>
1:19:44	<p>のところは確かに見に見さしていただいた時アナログだったような気がするんですけども、受信機の対応をセットで考えなければいけなくなるんで、そこをちょっとチェックしていただきたいんですよ。</p>
1:19:59	<p>まあ一応メーカーさんとしては信頼のおけるお母さんだと認識をしておりますけれども、あと、5 ページから 6 ページにかけてですね、熱感知器の話があるんですけども、</p>
1:20:10	<p>ここに書いてある熱感知器ワー燃料油等の火災が想定される芭蕉。</p>
1:20:20	<p>については防爆型になるんでしょうし、水蒸気が多量に発生する芭蕉は逆に他の別感知器、他の熱感知器と合わせて、これもアナログ式だと認識しとけばいいんでしょうか。この一番最初の</p>
1:20:37	<p>燃料油無火災を想定される場所以外は、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:43	すみません、燃料油以外のところの熱感知器についてはちょっと型式の方調べて、
1:20:52	回答させていただければと思います。でもこれはこれも基本的には一緒だと思います。
1:21:00	でないと頑張って、
1:21:02	どこで議論するかという話ですけれども、早めに着もし例外があるのであれば、
1:21:09	短所感じの部分についても議論してきた方がいいんじゃない。尾山で議論しといた方がいいんじゃないかなと思いますんで、とりあえず事実関係を確認させていただきます。
1:21:19	あと水蒸気が多量に発生する場所について、米がそのあと続いてさっきの議論の
1:21:33	さっきの確認のところでお話をちょっとしなかったところで上から3番目の抑止IIは、
1:21:45	つけるんですかっていう。とりあえず確認だけなんですけれども、S B-114が、浴室で水量、水蒸気が多量に発生する場所という例示として挙がってますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:59	ここは、熱感知系をつけるということでいいんですかね。
1:22:08	ついてるっていう返事の正しい図なんでしょう。
1:22:14	そうですね季節でついているっていうのが事実としてあります。届け出 変えて撤去するまでの話でもないかな。
1:22:25	だから逆に言うと、浴室ついてんのに何で便所外すのみたいな話。
1:22:33	簡単に言うとそういう話になるんで、ちょっと検討してくださいねって 話でした。
1:22:38	で、まずここで感知の話は終わりです。次に6ページの所カーの話につ いてお伺いするんですけども、
1:22:48	緑の区画での火災の消火の仕方について、ナトリウム区画でないところ についても、多分、全部これ可搬式の消火器によって消火するという考 えだというふうに理解はしてるんですけども。
1:23:07	まずその理解で間違いないですか。
1:23:12	はいナトリウム。
1:23:13	区画以外のところで燃料と大量に抱えてないところについては、可搬式 消火器っていうところでの対応を基本に考えております。
1:23:23	で、可搬式の消火器で消火する場合、2、ショウカーできる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:33	の量なんですけれども、要はいわゆる消火器っていうのは初期消火の時に使うっていうのが基本的な考え方で、ナトリウムの時にはナトリウムの漏えいのわずかな漏えいでもかんの検知して、
1:23:50	それで直ちに消火にかかるという考え方で、多分消火剤を用意していただいていると思うんですね。今回のこういったその火災区画における火災の場合の消火剤の必要量っていうのは、
1:24:05	水でやらない場合ですね、消火剤で全部考えとかなきゃいけないんですけれども、その消火剤の量の考え方については、別の区分になるのか別の場所で議論になるのかもしれないんですけれども、
1:24:20	どのように考え、その量をどのように考えるのかっていうことを、見積もって説明いただきたいんですけれども、それは考え方としてご理解いただけますか。
1:24:38	で消化器の量、消火剤の量ですかねで、基本的には今消防法に基づいて必要数を、
1:24:49	準備するっていうところろうになるかと思ってますただ一方で例えば今後影響評価等々説明させていただいて消火の方向に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:00	等ですね、そういったところで足りる足りないっていう話は出てくるか と思いますので、足りないっていうところがございましたら追加で配備 するっていった、
1:25:11	対応をしていくことになるんだと考えております。
1:25:15	はい。笠井千野サイトウですが、消化器の消化量の話については、消防 法によって定められてる量を置いてますよというお話で今ご説明いた だきましたけれども、
1:25:29	実際にはあれは人が避難するための初期消火の量として定められて費費 を前、制圧するための、
1:25:37	量として設定されてるわけではないんですよ。で、一方で火災防護審 査基準の中では、
1:25:46	こっちの消火剤の量については、明確な規定はなくて、ガスの場合はこ うだとかああだとか書いてありますけどもガスの場合は基本的にはもう 区画内、
1:25:57	全体を消化するための量として規定されていると。一方で水について は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:03	何を言ってるかというのと、2.2. 1の(2)の②のところ、2時間、2時間の最大放水量を確保できる設計であることというふうに水の場合は書いてあるんですね。今回の消火剤で行う場合には、消防法の考え方と別に、
1:26:22	その1、一つ一つの火災区画なのか、それとも、火災区域建物全体を火災区域というふうに設定するのであれば、火災区域全体の体積に応じた、その消火剤量っていうのをどのように見積もるのかと。
1:26:39	こういうことを、別途ご説明をいただかなければいけないと思っておりますので、そこについてはこの方針を否定するものではないですけども、量、きちっと見積もって説明できるかと。要は、
1:26:54	勝カー、消化器とか、可搬式の小カーの何ていうか、
1:27:03	紹介、消火剤とかで消せるというための量とそれができてますという説明を、消防法とは別に、きちっと説明をいただかなければいけないということについてはご理解いただけましたかね。
1:27:22	はいそうですね、可搬式消火キーを、どういった量数を配備していくっていうのは個別に説明が必要だというのが認識しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:37	そうですね。ちょっとあれだから、全体でもいいんだからね。とにかく両括弧してます。今大阪市の中でざっくりとは、要は初期消火のための消火剤を、
1:27:49	消防法に基づいて、各所に配置します。あとは、初期消火の最中に、要は全体として、用意しとけばよくて、例えば一番広い火災区画に対して、
1:28:02	それを制圧できるだけの消火剤を全体として抱えておけば、あとは、要は中下って課題ではないので、それに対応できるっていうようなシナリオになるのかなと思ったので、
1:28:17	ある各一番大きい角に対しても、ちょっと消化剤って言いましょうかっていうところをちょっと考えていくのかなと、イメージは持ちますので、そういう考え方も結構ですし、他にもやり方として、他に自衛消防隊とかがあって、
1:28:37	金銭ナトリウムの禁水区画は別ですよ。そこ以外のところで、例えばその水の配管通しといて、泡で高度ケースやり方を考えると、いろいろ
1:28:49	オプションいくつかあると思ってますんで、消化の仕方についてはすいませんがこれだけだとちょっと今の現状では、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:57	説明としてはちょっと厳しいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それで、だから逆に7ページとかでね、一番下に振っポツの二つは、
1:29:14	S B - 109 で、可搬式での消火活動が可能とかいうふうに書いてありますけれどもこれもだから
1:29:23	これは火災区画でも広がったと、この量であれば、これであればそうなんですけれども、基本的には火災区画全体、
1:29:32	どういうふうにシェアするための量なのかと、いうことを考えて別途説明、初期はいいんですけれどもそこから先の、実際の長引いた場合の消火活動をどうするかっていう観点も同じような話になってきますので、
1:29:44	すいませんけども、こういったところは気をつけてくださいであとその際にですね、ご説明いただくときに多分ナトレックスを、一般の紹介に使いますけど設定の話を開でも確かされてたような気がするんですけども、
1:29:58	ナトリウムのナトレックスの、一般火災の消火単位の話について、あわせて、説明お願いしますねっていう話は前にもしてたと思うんで、その際にナトレックスも一般消化に活用するのであればですね、
1:30:14	その話も含めて対応をお願いしたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:19	はいナトレックスの消化単位っていうところは審査会合でもご指摘いただいておりますので資料の方説明資料の方は
1:30:29	準備を進めさせていただいておりますので、ナトリウムを内包してる機器、含んでる家財架空の消火の考え方になりますけれども、基本的にはやはり特殊化学消火ナトレックスを使った消火を行うと。
1:30:45	で、
1:30:48	その名取も含んだ価格については原則としては一般火災ケーブルとか、そういった可燃性物質のものは極力置かないっていう原則になります。ですので、
1:31:00	何ていうんですかねナトレックスで十分に対応一般火災に関してはナトレックスの方でも十分に対応できるっていう説明の方をさせていただくところを考えております。
1:31:12	はい。火災対策室の齋藤です。そういったところの話を、今回のこの火災区画の設定の時の補足の説明ではなくて、
1:31:23	消火という考え方として、別途お願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。1回そういう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:36	はいすいません狩野火災区域と架空で今回お出しさせていただいておりますけれども、これまでいろいろ議論させていただいておまして火災の感知っていうところ、
1:31:48	あと火山の消火というところも別途説明資料の方を拡充して、都度ご説明させていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げますというところでは。
1:32:00	すいません。私からちょっと1点お伺いしたいのは、ちょっと公設消防とも調整も必要と思うのでできるかどうかあれなんですけども。はい。炉規法に基づく火災っていう観点では、はい。その部屋にナトリウムがないのが明確であれば、はい。例えば、
1:32:18	屋外消火栓から水持ってきて、
1:32:21	その消火を行うっていうのは、はい。
1:32:24	情報としてはありなんですよ。
1:32:31	ご覧、場所に、曾田石岡線の場所によるんじゃないですかね。要は何名かのずっと深いところ、屋外消火栓からやってた、例えば家、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:44	そうですね。屋外消火栓からポンプつないでスポーツ伸ばして、100メートルも200メートルもホース工法も六方伸ばしていくような話になりますって言ったと。
1:32:55	それはどうですかねっていうふうに言わじゃなくなりますけれども
1:32:59	すごいな、扉隔てて、1枚裏のその火災区画とかの消火であれば、それはそれで、ああいうのかなと思いますけれども、だからケースバイケースだね。
1:33:13	これは基本は、ちょっとすいません今の、
1:33:15	ベースだと、全体として譴責になってるので、持ち込むのはっていうところは、
1:33:21	S E R P 消防法上あるので、そういう考えですけど、どうしてもっていう話になったときに、
1:33:30	こっちの炉規法上はそこにナトリウムがないっていう区画であれば、
1:33:36	ここに水を持ち込むことは、
1:33:40	阿比留さん。
1:33:42	それはそっちの立場としてはいいんですよ。ただ、あれですよ水とかの対策とかで、絶対流れ込まないようになってますよねってことが条

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	件ですけどそうですね。いろんなバランスがあるので、できるだけもあるんですけど。
1:33:56	ちょっと選択肢としてあるのかどうかという、それはあります。基本的には
1:34:02	実用炉の場合は、中に屋内消火性を基本的には設置していただいでますんで、そういった話と合わせてやってだから 20 最大 2 時間の 2 時間の最大放水量を確保できるようにすることっていうふうに書いてあるので、これはそういう意味この部分はナトリウム火災をネット動きながら、
1:34:21	対応しなければいけないってことはわかっているんで、だから逆に、説明するのに結構めんどいなと思いがらですね、今お話をさせていただいてるんですけども、
1:34:34	基本的には、可搬式ではあるんですけども、ちょっとお話をお伺いしてて、公設消防とどっかがとれるかどうかというところもあるので、
1:34:45	無理無理、それを適用する気はないんですけど、ただ実際には、実用炉に近い考え方で対応して審査しているという話であれば、
1:34:57	公設消防がどうかという話以前に基本的には火災が上世の中で起きれば常用の職員によって、或いは自衛消防隊その他によって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:09	消火するのが基本的な話で、実際には公設消防が来た時に何するかって いうと、情報の受け渡しとか、そこから先のプレスが外向けの説明をど うするための情報共有をどうするかとかということが多分主体になってる んですねごめんなさい、本当私岸野連携って。
1:35:29	よりは、浸水区域って決めてるところに対して、水を申し込んだ、消火 をやりますって宣言をすることが、
1:35:37	許されるかどうかってところが、どう、なかなか難しいなと思い ず、本当それがうまく使えると、有効なのかなと思ったので、
1:35:46	ちょっと選択肢としてあるのかどうかだけちょっと、すみません思いつ きなので結果的には駄目かもしれない。だからこそ次の図面のところの 中で、
1:35:57	火災区画を設定した中で、あえてこの黄色のハッチングで、ここがナト リウム区画ですよって言う。そうです。ここが禁止エリアですよと宣言 するためのものだと思ってます。そこはもう、
1:36:13	炉内はもう絶対ないと思ってないニーズをかけることはないと思ってま す。それはないと周りのところの話でどういうふうに分離できてて水が 中に入らない構造になってるかみたいな話とセットであれば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:27	別に消火方法として、水を使うということについて、妨げるものではないと、早く消化してしまって安全システムを守ることが重要だと思ってますんで、私はケーブルでも何でもさっさと水かけようと思ってるぐらいなんで、
1:36:45	すいません。すいません適用できるかどうかもちょうと別ですけども意識合わせとしてそういう考え方はあります。
1:36:55	あと、ここままで区画の関係の話はよくて、あとあれですよ。2、火災防護審査基準の 2.1 系の話については、
1:37:10	可燃物管理の話とかについてはまたこれはまた別にお話しただけということですよ。2.1 の火災の発生防止の中の
1:37:26	何で進化性物質とか、発火性物質、可燃性の蒸気っていう話ですかね、そういうことうちは、2.1. 1 の (1) の発火性と引火性のこの話は基本的には危険物の話をきちっと対応していただければ、
1:37:43	そんなに問題にならないと思ってます。(2) の、
1:37:48	可燃性蒸気とかね台詞の話は、今そういう話を聞いてないので、(2) の話はそこまで問題になるようなことはないんじゃないかと思って見えます。それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:01	(3) で火花を発生する設備とかは下限となる設備が何かあるのかという、いう話ですけど、これは基本的にはナトリウム火災対応で、もうすべてモータ包含されてると思ってますんで、ここも私はないと思ってますんで、水素の話はすいません私はわかってないので、
1:38:21	朝にお伺いするしかないです括弧4番であと、(5)番の確保がもう水素の話なんでこれも、
1:38:28	お迎えしたことはないんで(6)番の、電気系統の話ですけど、これは一般的に普通やってるはずなんで、説明を受けるまでもないと思ってますけれども、許認可も、文書の中には申請の中にはきちっとこれを満たしてますよと。
1:38:44	こういう言葉を入れていただきたいと思っています。ここまでは2.1. 1の話ですね2.1. 2の
1:38:52	話ですけども、これは基本は家難燃ケーブルの話だと思ってますんで、ここはケーブル室のお話を伺っているときに、原則論の話とかを確認してるつもりでいますので、
1:39:09	ここについても、あれですが基本的にはこれ以外に、その前にか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:16	で、あと 2.3 の落雷の話も伺ってますんで、これはちゃんと申請書に反映さしていただければ結構です。で、もう一つその前の、2 の基本事項の (1) とか (2) とかの、
1:39:32	話ですね、(2) は火災防護計画の策定の話なんでこれはもうすでに対応していただけるという認識でいますんでこれはどっかの段階で思ってますんでこれも許認可で書いていただければと思ってます。あと何だっけ普通は可燃物管理をして、
1:39:49	どなんてどうこうみたいな話があったりするんで、それを火災防護計画の中に書くのか、それともこっちで宣言してしまっただけで火災防護計画の中で反映させるのかについてはすいませんそれは考え方。
1:40:02	多分最後抜けると思うんで、今のうちにお話だけさせていただきます。イメージとしてはご理解いただきました。
1:40:12	大変そうですね 2.1. 1 のところ発火性引火性っていうところはここの①、すみません①から⑤の対応をとるっていうところを説明させていただいて、
1:40:26	と言ってその両括弧 2 の可燃性の蒸気微粉っていうのは、発生し、ないですよっていう説明をさせていただいていて、両括弧 3 のところも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	1 だなんていう観点では、生じるものについて説明をさせていただいております。4月に出したまとめ資料に、2.1. 1シリーズの法令の考え方は、
1:40:52	一応全部説明に入っているので、
1:40:55	そこんちょっと切り出して、改めてご説明するような形に、
1:41:01	した方がいいんです。
1:41:06	繰り返しますけれども、今回の所の話については、火災防護審査基準に、ああいう実用炉に近い形で、
1:41:16	審査するという、確か合意になってるはずなので、そこで、この2.1. 2.1シリーズの話の中で、火災防護5審査基準通りにしますと、
1:41:29	いう話であれば、取り立てを、最後のまとめのときに、ちょっと触れていただくだけで別に私はいいと思ってますけど、もしここに例外が生じるような話、例えばその2.1. 2の難燃ケーブルの話で、
1:41:47	何だっけ、電線管の話があったと思うけど、そういったところについては別途切り出して、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:56	何だっけ、ケーブル室の話の中で、きちっとお話する話だと思ってますけれども、それ以外の話で2.1シリーズの話、火災区画と火災区域の話をするると大体2.1の話が綺麗に抜けますんで、
1:42:11	もうそこで例外の話があるのであれば、きちっと忘れないようにして欲しい、基本、2.1.1は、すべて対応しようと思っていて、ただし、
1:42:21	微粉の話と、あと、放射性分解の水素の話は、何とないっていう確か結論に、
1:42:29	してたと思ったけど、蓄電池3、そのご理解のですね、水素の滞留する恐れがあるものについては、
1:42:39	バッテリー室が該当していて、我々換気設備をつけますっていうそれを、
1:42:44	その資料には、一応入れてはあるので、あれなら、改めてご説明するか、
1:42:53	要は原則で全部いけますっていう、我々として確認したいのは、今回いろんな、要は剰余火災防護審査基準に従いますと言いながらもいくつか例外的に、幾つか組み合わせでとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:10	それから機器がないところについては、感知消火のところとか、感知一つだけでさせていただきますとかそういう例外の話とかが結構あったりします。きちんと議論していつてますけれども同じような話になって、例外があるのであれば、
1:43:23	認識もないのであれば、要は自分たちが、次の段階で許認可は出してしまつて次設工認の話の中ではその範囲内で、どういうふうにするかだから、例外にはなかったり、
1:43:36	したときに、大丈夫ですかという確認だけなんで、はい、あとさっきの可燃物の話も、管理の話に影響軽減の中にまとめ資料の方に入っていて、多い場合は、キャビネットをつけますっていうようなイメージになってますけれども、それでも、一応、
1:43:57	7月のまとめ資料の中には含まれているので、はい。SMART見て必要ないってことであれば、必要あれば、改めてご説明します。
1:44:09	個人地質なんですけど、だけを今期でこう引いてたんですよね。秋谷神吉というかその部屋に換気扇がついてるんですけど、上荘についてでしたっけ。そう。
1:44:20	ただその間んと、本当に水素濃度が変わってきたときにどうするかや、通常は発生するものに対して、関係者の能力で十分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:32	たまりません。ただ、毎日上がってきたらどうなるっていうんで、静観して、仮設の担当さんを用意しときますっていう質問なんかファンがあったなと思っていて、その関係で止まっちゃったらやるのかな。そうです。毎日、
1:44:50	関係を保って、はい。水素濃度上がってきちゃったなっていう。
1:44:55	わかりました。
1:44:57	とりあえず河西の、今日いただいている資料でざっと確認した感じの話としてはいくつか、
1:45:06	面倒な話ありますけれども、そこを審査会合までに整理していただければなと思っております結構面倒、大変だと思いますけど、
1:45:17	あと、今回、火災区域と火災区画の基本的な考え方だけなんで、実際のこの2.2の話で例外になりそうな話とか2.3の、
1:45:27	話で議論して、また別途議論しとかなきゃいけないような話がもしあるんであればですね、それはそれで、別途、また会議を変えてですね、対応し、議論しなければいけないと思ってますのでよろしく願いいたします。あと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:44	時々聞いた最後忘れられるのが3番の個別の火災区域と火災区画における留意事項で、ケーブル処理室の話はいいんですけどね、あと電気室の蓄電池室、要は電気室として名前がついてるところ、他の目的で使用するなどかですね。
1:46:01	それから蓄電池室のところで、直流開閉装置心配は終了するなどかですね、当たり前の話ばかり書いてあるんですけどもこの中に、
1:46:11	さんの、
1:46:12	尾野さんの話に書くべき話だと思ってたんですけども、2.3の中には、換気設備の話が少し入ってたりするんで、ここの話で何かちょっと
1:46:23	何かコウヤク場で議論しなければいけないような話があるんであればですねそれはそれでそんなに大した話にはならないと思ってますけれども、一応
1:46:31	次はしといてください2.3の(5)とかですね。
1:46:36	2.3. 1の加工課。
1:46:39	あと2.3. 2の火災影響評価の話については、これはこれはまたこれだと思ってますので、これ今日話はちょっとすいません、今の落合です。防火パテ中性の範囲そっちの麻生です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:55	池内先生の排煙設備をつけます。
1:47:01	とりあえず私からは以上ですけれども、今のうちに、意識合わせしておかなければ、今日の資料の中があとはその関連する話。
1:47:13	認識合わせしておかなければいけない話って他にありますか。
1:47:22	J A側から何か確認しておきたいとか、ここは悩ましいところあります。
1:47:30	はい。今日いろいろご議論いただいたので、今日の議論を踏まえてどういった対応を説明していくかっていうのは検討させていただきます。
1:47:41	で、今、現時点で追加で何かというところはございません。はい。ありがとうございます。
1:47:52	ですけど、ちょっと一つ確認なんですけど、8ページ目。
1:47:59	イトウページ目のこの絵の左側の真ん中ですね、SDの12級なんですけど、ここって何が詰まってる部屋なんですか。何も詰まってない部屋だっていうご認識をしていただけると。
1:48:14	空き部屋、メンテナンススペース、機器の搬入エリア、それから、物を
1:48:23	してきて、 そういうスペースなんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:25	うん。
1:48:27	してるかなと思てます。
1:48:29	その上でなんですけど、ここでは何か
1:48:33	火災感知器が②番で熱感知器なんですよね。基本的には煙だと言ってる ところで、高熱っていうのは、
1:48:42	何なのかな、中身が特殊なのかなと部屋の中はそういうふうにしたん ですけど、
1:48:48	ここを別感知器牧瀬通で熱感知器がですね、熱感知器としては隣がD G の燃料タンクがある部屋ですとか上下にも、
1:49:02	D Gで燃料の小出し槽みたいな抱えているというところもあってこの 左半分た左3分の1のエリアっていうのは、既設としては熱感知器をつ けていたというのが現状です。
1:49:17	消防ポンプの方がいいよ。いや、要は自分の成績に応じたものだから説 明するってことだから1個の場合、説明求めることがあるよって話をさ せていただいて、これを指摘すると多分、
1:49:35	何かクリティカルヒットにならないかなと思て、あえて下げたんです けど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:39	ただ、本来は、今、有田さんからお話あった通り、
1:49:48	火災の個々の常用で起きる火災の性状を考えた場合には、本当は、原則 で書いてある通り煙感知器優先になると思ってるんですよ。
1:50:00	ただこの火災区画の中で、煙が一なんかそれは、
1:50:06	生じやすいような環境に何かあって熱にせざるをえないみたいな話と か、理由があればですね、それはそれでもいいと思ってますけれども、 ここのSDの129という区画は多分ないだろうなと思って最後に、
1:50:24	そこはちょっともう1回理解しといてねって言えばそれで済む話かなと 思ってたんですけども。
1:50:30	逆に上の方が例えば開いたりしてとかいった時に手帳にちゃんとつけら れるんですかとかですね、そういった話はまた別途あったりしますん で、
1:50:40	こういうところで何かちょっと例外的な感じのつけ方をしなきゃいけま せんとかいう話があるのであれば、
1:50:46	またそれはそれに、
1:50:49	今のうちに例外の話として1件ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:57	はい。はい、麻生です。いや、あれ、これD Gの部屋って煙と熱でいいんだよね。
1:51:04	そう。ここの近くの青い波線のところは
1:51:10	熱と煙ですね2種類は寝付けむで設置を予定しております。今後作んだよね。だから、少し延ばすかどうか。
1:51:21	無理に入っちゃうかな。
1:51:23	そうですね確かに煙に変えるところもちょっと検討が必要かなとは、考えておりますので少し検討させていただければと思います。はい。
1:51:40	申し上げますと今のP P P型の実用炉なんか、話の中では感知器のバックフィット今や審査していて、その時の能勢選択のあり方について、ガンガンに詰められてますんで、
1:51:58	とりあえず
1:52:00	考え方としてどう設置するかみたいな話について、設工認でやるのかそれともこちらである程度議論しといて
1:52:10	先に煙を選択して、次に熱を選択して、熱が消防法 23 条 4 項の 8 メートル制限があるんでなかなか設置できない場合には、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:22	そのを選択しますとかですね、なんかそういう話をですねする必要がありますんであれば、今のうちにやっといた方がいいですよ。
1:52:32	はい感知器、今2種類検討しているところの感知器の設置の考え方については今ご指摘いただいたような形で、煙優先して行って次に熱、
1:52:44	最後に物を持っていう順番で環境条件、取付面高さですとか、そういったものをもろもろ考えて組み合わせを検討して検討するっていう、
1:52:55	説明を別途させていただこうと思っておりますのでそういった方向で、ちょっと説明をさせていただきます。
1:53:08	はい、ありがとうございます。
1:53:14	企画の話が聞けまして、各IVR分けてるんですけど、今姜室長からいろいろご指摘いただいて、消火の話感じる話、あとはその発生防止の話とかで、
1:53:27	それでちゃんと対策取れるのであれば良いのではないかってことだと思います。今日のごしてスペントいただいて、最後に向けて資料になるのかなというところです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:39	もうすいません。加来の一番最初の方に私からの疑義を呈した格納取りカタノのところについては、担うところについては、見直しといてくださいと、従来のところとか屋外のところとか、
1:53:56	そうです。
1:53:59	見直す必要があるかないかを含めて必ず絶対私が言ってることが正しいわけじゃなくて、理由があればそういうは別の判断だってあると思ってますんで、
1:54:08	物理的にちゃんと分ける必要があるか、ハザードの対応を考えるから、すいません私は影響評価を考えたときに、この上に載ってるものが下に影響しないっていう観点で、
1:54:19	分けた方がやりやすいなと思ったんで、はい。全部別々にしてたところはあったんですけど、ただ、解釈ってことを考えたときには、全部その区域のものでかけかねるので、
1:54:31	どうしようかなあと思ってただ、結局なかなかでも影響評価でしかないんで、一緒にしちゃってもいいかなと思うんです。ちょっと少し検討してもらいます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:43	ありがとうございます。今日ちょっと室長から、屋外の区域の話が出たので、ちょっと関連で質問ですけど、DB資機材でお配り行わないですか。
1:54:56	屋内に置く大規模破損何を話してるんですけど、見えない資機材も変わりますね。あれは屋内に入っているとさっきフゾクの屋上って言ってたのは、
1:55:07	同斜紺野その時冷却になるので、そこは一つぐらいには、
1:55:13	ありますっていうこと。でもそれは条線でしょ。あと、仮設電源屋外じゃなかったっけな。ちっちゃいやつですね。そうするとさっき室長の指摘で苦情以外にも、屋外の雰囲気が出てくるかっていうところですね。
1:55:30	どうしますかね。いや、物置みたいな、火災区画にするかっていう。そうですね。だから要は、定義のところと関係定義の話と関係するので、普通安全システムを守るために、
1:55:45	仮設のものは結構使えますって話が多かったりするんで、最終的に、私の意図とは別にですね、設定されてる例が、私も謎なところがありますけれども、の設定をして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:59	感知消火の考え方の対応を一定程度やっていただいているというパターンも結構多いですそっちの方がどっちかというとちゃんと対応してますっていう事業者側としての説明がしやすかったりするのもそれも時期、
1:56:14	あそこに行ったその建物の話は別なので、逆に言うと、D B A 資機材に、
1:56:23	B D B A 資機材間柱試験だとちょっと、
1:56:27	お止めなところもあるんですけど、屋外力 B D B A 資機材、火災の
1:56:33	その評価っていうのは、やっぱり求める。
1:56:38	D B A として火災の方法って、系統分離はやってないですけど、消火とか、感知とかなんて B D B A のいわゆる外に置くってことは、可搬型の仮設機器。
1:56:51	になるんですけど、
1:56:54	そこに関して、医療管理を、
1:56:58	要は、平本本木に、
1:57:02	見ておいたときに、そこに、
1:57:06	弾き付けろって言われると、うん。そうしますかね、ちょっとそっかっていうふうに思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:16	だってそれは前期も入ってるんですよ。金物入ってるよね。
1:57:22	置きちゃったらどうするのっていうふうになんない。
1:57:28	選ばせるって何回CNOちょっと議論あったんすけど、結構な燃料をね一緒に置いておくから、何かそういう、何か、燃料管理っていう関係で何か規制かかってたって言ってましたけどね。
1:57:39	うん。ただ燃料は燃料で、危険ケーブル、こっちは別にあるので、
1:57:47	何もしなくてもいいのは確かあったよ。
1:57:51	この場合、うまくやっているのは、
1:57:55	ここら辺もこの先、削除しちゃったよね。議事録からは一旦ヒアリングはこれで終了いたします。今日今日の点ではここまでということでさせていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。